

令和5年5月15

阪南市議会 議会改革推進検討会

座長 中村秀人 殿

会派 大阪維新の会 渡辺秀綱

今回の検討会開催にあたり下記の通り、検討中の議会基本条例第24条の条文修正及び、

逐条解説への明記を求める『会派意見』を提出いたします。

■第24条修正案

(原案) 議会はこの条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案するとともに、議会運営にかかる評価と改善を行い必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加えその結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

(維新案) 議会はこの条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案するとともに、議会運営にかかる評価と改善を**行うため、特別委員会を設置し**この条例の規定について検討を加えその結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

■逐条解説

第4条 会議公開の原則について

※**逐条解説への明記が必要**

『議運委の公開が不適當（できない）と考える客観的な理由』

第9条 政策討論会の実効性の担保策について

※**逐条解説への明記が必要**

『引き続き、実施要項（運用基準）を策定する旨』

第21条 政治倫理条例について

※**逐条解説への明記が必要**

『引き続き、政治倫理条例を策定する旨』